

令和4年3月8日

関係者各位

門司税関監視部

### 減却承認申請にかかる減却同意書について

外国貨物の減却承認申請が代理人により行われた場合には、貨主が減却に同意していない場合の訴訟トラブルなどを未然に防ぐため、必要に応じて「減却同意書」の提出をお願いしているところです。

当該同意書につきまして、責任関係が明確化されていると想定される事業者間（減却承認申請書に記載されている「貨主」と「申請者」がいずれも法人等）での代理申請においては、税関への提出は令和4年4月より原則不要となります。

しかしながら、責任の所在について疑義がある場合においては、減却同意書等により貨主の意思を確認させていただくこともありますので、引き続きご協力をお願い致します。

（※1）税関様式記載要領に記載の通り、代理人による減却承認申請時には申請書に、①代理人である旨の明記、②申請者の項に貨主と代理人の併記をお願いします。

（※2）減却申請書の申請者の項が代理者名のみの場合は、貨主の併記又は同意書や運送約款などの代理減却の妥当性を示す資料の添付をお願いすることがあります。

#### 【問合せ先】

門司税関 監視部 保税地域監督官（総括及び許可部門担当）

TEL 050-3530-8387 FAX 093-332-8398